

三位一体の改革について

1 三位一体の改革とは

地方の自主性の強化と財政の安定化を図るため、

- (1) 国庫補助負担金の削減
 - (2) 地方交付税の改革
 - (3) 税源移譲を含む税源配分の見直し
- を同時並行的に進めること。

2 三位一体の改革の位置付け

三位一体の改革は、平成16年6月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」において、以下のように提示。

- (1) 三位一体の改革の全体像を16年の秋に明らかにし、年内決定。
- (2) 税源移譲は概ね3兆円規模を目指す。
- (3) その前提として地方公共団体に対して、国庫補助負担金改革の具体案を取りまとめるよう要請し、これを踏まえ検討。

国庫補助負担金等に関する改革案 (平成16年8月地方六団体)

－ 補助金関係の概要 －

○ 全体像

・ 第1期改革（平成18年度まで）

16年度 約1兆円

17年度及び18年度

総額で、3.2兆円

別枠で、地方道路整備臨時交付金 0.7兆円

・ 第2期改革（平成19～21年度）

既に廃止提言している9兆円の残額 4.3兆円

○ 平成17年度及び18年度における国庫補助負担金等の改革

・ 移譲対象補助金の内容

① 社会保障	9,365億円
② 文教・科学振興	1兆1,458億円
③ 公共事業	9,996億円（2,334億円）
④ その他	1,465億円（755億円）
合計	3兆2,284億円（3,089億円）

※（ ）は農林水産省の移譲対象補助金で内数

地方六団体「国庫補助負担金等に関する改革案」 移譲対象補助金

	移譲対象補助金	H16当初 予 算	移譲対象 補助金の 割合
全 体	3兆2, 284億円		
農林水産省	3, 089億円	30,522億円	10%
林野庁	1, 022億円	4,388億円	23%
治山事業（公共）	958億円	1,347億円	71%
（補助治山事業に占める割合 100%）			
林業普及事業交付金（非公共）	34億円		
林業生産流通補助金（非公共）	16億円		
森林資源地方公共団体管理費等（非公共）	13億円		

注1：移譲対象補助金の割合は、直轄を含む事業全体に対する移譲対象補助金の割合を計上。

注2：「治山事業（公共）」の移譲対象補助金は、民有林補助治山事業の全額が該当。

注3：「林業生産流通補助金」には、森林・林業流域活性化対策、木材の流通・加工対策、国民参加の森林づくり対策等のソフト経費が該当。

注4：「森林資源地方公共団体管理費等」には、保安林の管理、森林計画の策定等の義務的経費が該当。

治山事業の国庫負担制度の必要性

治山事業とは

治山事業は、山地災害の復旧等を行い、国民の生命や財産を守る重要な国土保全施策
(国土の7割は森林)



国庫負担制度の必要性

国民の生命、財産を守ることは国の責務

- 1 災害からの安全の確保に、地域の偏りがある**ならない。**
- 2 森林崩壊の影響は複数の自治体からなる流域全体に**及ぶ。**
- 3 突発的な財政出動に機動的に対応する**必要。**



国庫負担制度のもと、国が広域的な観点から、災害の発生状況に応じて事業を機動的かつ重点的に実施できる**よう措置する必要。**

負担金が廃止された場合の影響

大規模な山地災害が発生し、長期にわたって国民の生命・財産を脅かされるなど、国民生活に重大な影響

総合的な国土保全対策が困難

災害復旧が困難

◎地域の安全に格差が生じるとともに、下流域の都市住民等国民生活に重大な影響。

◎災害関連事業により応急的な措置を行い、その後の復旧は治山事業によって行っていることから、災害復旧が現実的に困難。

◎ さらに、治山事業実施の必要性の高い県（森林が多い県など）ほど財政力が弱く、治山事業そのものが実施困難となる恐れ。

平成15年7月土石流災害の様相（熊本県水俣市）

